

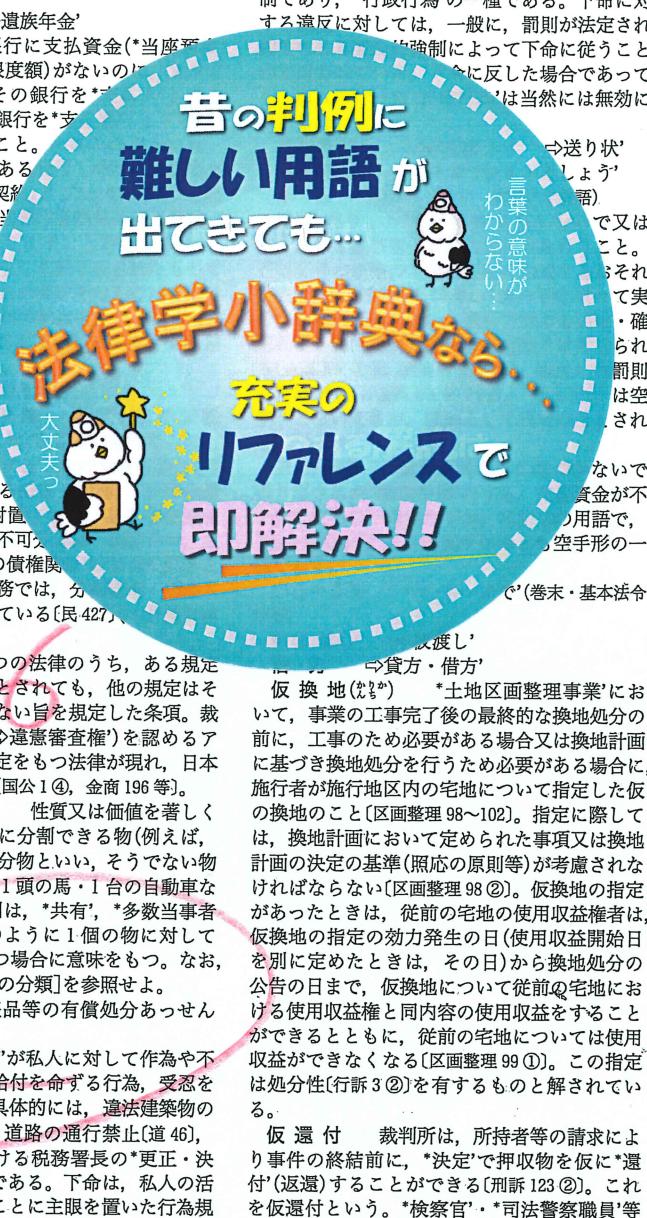
無償割当て
寡婦年金 ⇔遺族年金
過振(けい)
銀行に支払資金(*当座預金又は当座貸越限度額)がないのに、預金額を超過して預金額を超えて、その銀行を*支払資金の供給元とする形が振り出されること。
*振出人'は支払人である
契約(又は当座貸越契約)に基づいて、その限度で小切手を振出するが、過振はこれに違反する。
過振の場合もあるが、振出人は過振かどうかは*表示の時に判断され
株分け ⇔
可分債権・可分債務 100kgの引渡しとか、うに、分割して実現分給付)を目的とする債権・不可分債権'に對置するが可分債権・債務が不可分債権として*多数当事者の債権関係となり、可分債権・債務では、分なるのが原則とされている[民427]、
関係')。

可分条項 1つの法律のうち、ある規定が裁判所により無効とされても、他の規定はそれによって影響されない旨を規定した条項。裁判所に法令審査権(⇒連憲審査権)を認めるアメリカにこの種の規定をもつ法律が現れ、日本の立法にもみられる[国公1④、金商196等]。

可分物・不可分物 性質又は価値を著しく低下させることなしに分割できる物(例えば、金銭・穀物など)を可分物といい、そうでない物を不可分物(例えば、1頭の馬・1台の自動車など)という。この区別は、*共有、*多数当事者の債権関係'の場合のように1個の物に対しても複数の者が権利をもつ場合に意味をもつ。なお、*物'に掲げた[表:物の分類]を参照せよ。

牙保(が) ⇔盜品等の有償処分あっせん罪'

下命 *行政庁'が私人に対して作為や不作為を命ずる行為、給付を命ずる行為、受忍を命ずる行為を指す。具体的には、違法建築物の除却命令[建基9①]、道路の通行禁止[道46]、*申告納税方式'における税務署長の*更正・決定'(税通24・25)などである。下命は、私人の活動を事實上規制することに主眼を置いた行為規



を仮執行という。判決は確定して初めて執行力等の内容的効力を生じるのが原則であるため、敗訴者は*上訴'等の提起によって判決の確定を遅らせ、執行による勝訴者の権利の満足をも遅らせることができてしまう。仮執行宣言及び仮執行は、未確定の終局判決にも執行力を発生させ、その判決に基づく強制執行を可能とする余地を設けることにより、勝訴者の権利の早期実現と敗訴者の上訴等の権利との均衡・調和を図るべく用意された制度である。なお類似の要請から、終局判決を機能上代替する若干の決定[犯罪被害保護37②、消費者被害回復47④]及び*支払督促'[民訴391①]も仮執行宣言付との対象となる。

2 仮執行宣言の付与 仮執行宣言は、*原状回復'が容易である*財産権上の請求'に関する判決につき、原則として裁判所が必要と認めるときに、申立て又は職権によって行う[民訴259①②・376①・294・323]。広義の執行力を生じさせる必要があれば、*給付判決'以外の判決にも仮執行宣言を付与できる。必要性の判断は、裁判所が、上訴による判決の取消し・変更の可能性、勝訴者の即時執行の必要性及び敗訴者が仮執行によって受ける損害や危険の度合いなどを考慮して裁量で決定するが、手形又は小切手による金銭の支払請求等を認容する判決、少額訴訟(⇒少額訴訟手続')の請求認容判決、*請求異議の訴え'等に対する終局判決における*執行停止'の裁判等においては、必要性が類型的に認められており、必ず仮執行宣言をしなければならない[民訴259②・376①、民執37①・38④]。仮執行宣言においては、担保の提供を仮執行の条件とすることができる[民訴259①]が、金銭の支払請求に関する*控訴審'の判決、手形又は小切手による金銭の支払請求等に関する判決では、無担保で仮執行を許すことが原則となっている[民訴310・259②]。他方、相手方が担保を提供すれば仮執行を免れられる旨の宣言(*仮執行免脱'宣言)をすることもできる[民訴259③]。

3 仮执行の原状回復及び損害賠償義務 上級審が、仮执行宣言又は仮执行宣言が付された*本案判決'を変更する判決を言い渡した場合、仮执行宣言はその限度で失効する[民訴260①]。本案判決が変更された場合には、更に、仮执行を行った者は相手方に對し仮执行によって得た物を返還する原状回復義務及びその仮执行により又はこれを免れるために相手方に生じた損害について*損害賠償'責任('無過失責任'とされる)を負う[民訴260②③]。

4 仮执行の効力 仮执行宣言付判決に基づく仮

法改正前に使われていた古い用語の意味もわかります

更正の請求 納税者が自己の「納税申告」を過大申告と判断した場合等において納税者に減額更正を請求すること。税者が納税申告に係る「課税」(更正がされた場合は更額)に過大の誤謬がある申告期限から5年間求(税通23①)は、法定申告期限後より納税申告又は等に過大の誤謬の発生後、の請求(税通2の更正の請求と呼ばれる(-期限から5年の請求である)は、更正の請求減額更正をしなと判断したときには、再び納付できる(税通納税申告の誤謬無効の10・22民集18・8・1762)で、それ以外の場合には過大申告によらなければならないことを、原則的排他性といふ。

更正の登記 A・B両名が共同相続したのにAの単独名義の「相続登記」がなされた場合のように、なされた「登記」について錯誤又は遗漏があり、そのため登記と実体関係の間に原始的な不一致がある場合に、この不一致を解消するため既存の登記の一部を訂正補充する登記〔不登2回、また商登132・133参照〕。原始的な不一致を解消する点で、後発的な不一致を解消するための変更の登記〔不登2回、商登1の2回等〕と異なる。

合成物 各構成部分が個性を失わないが、結合して单一の権利の客体となっている物(例: 家屋、宝石入り指輪)。*集合物と異なり、各構成部分が個性を失っている單一物と同様に、法律上1個の物としてだけ扱われる〔民243参照〕。

更生保護 ⇨社会内処遇 ⇨更生保護事業法

更生保護事業法 平成7年法律86号。更生保護事業に関する基本事項を定める法律。同法によって、更生緊急保護法(昭和25法203)は廃止された。更生保護事業は、犯罪を行った者及び非行のある少年の改善更生に必要な保護



(宿泊場所の供与、医療・就職の援助、金品の供与相談等々)を行う事業で、犯罪者を帰るために重要な意義を有し緊急保護法の下で更生保護会に代えて、更

行為を特徴付けの輪郭を明らかにし、一応の判断能を果たす。により創立基点とする前の、犯罪的要素、犯罪論理、構成能、故意機能のい

件の内容はよく見解がある。要件を、違法類型とする説(ペ

ンマク)、違法かつ有責行為類型であると

説(メツガーEdmund Mezger,

1922)、違法かつ有責行為類型であると

説(小野清一郎(1891~1986))が対立している。1つの説を除き、構成要件に該当する行為は原則として違法である旨が推定される(⇒違法性)。

3 構成要件要素 構成要件に属するもの(犯罪の類型化に機能するもの)は、従前は、原則として、行為・結果などの外的・客観的事実であるとされてきたが、近時は、故意を含めて広く*主觀的構成要件要素の存在を肯定する見解が多数となっている。更に構成要件要素の性質につき、「規範的構成要件要素」をみよ。

構成要件の欠缺(欠) ⇨事実の欠缺(缺)

公設弁護人 専ら資力のない者の刑事*弁護人として働く職種。*国選弁護人と役割は共通しているが、自営弁護士が事件ごとに選任されるのではなく、一定額の給与を保証された常勤の職である点に特色がある。アメリカ合衆国などで置かれている。日本では法テラス(⇒総合法律支援法)のスタッフ弁護士が、これに近い。

口 錢 ⇨コミッション

公 選 一般国民による「選挙」。民衆選挙又は公衆選挙のこと。選挙よりは狭い観念で、

特定の地位にある者又は特定の組織に属する者によって行われる選挙(例えば、国会各議院の議員の選挙)はこれに含まれない。衆議院議員及び参議院議員の選挙、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙は公選でなければならない。公選は、憲法上成年者による「普通選挙」であることを要求されている選挙でもある(憲15③)。⇒公職選挙法

公然 刑法においては、不特定又は多数の者が知ることができる状態をいう(最判昭和36・10・13刑集15・9・1586)。刑法230条は公然と事実を示して人の名誉を毀損する行為を、231条は公然と人を侮辱する行為を处罚する。近年社会問題になっている、瞬時に不特定多数人に拡散するインターネット上の誹謗中傷にも公然性が認められることになる。***名誉毀損罪**の判例には、特定少数の者に事実を示した場合でも、不特定又は多数人に伝播する可能性がある場合に公然性を認めたものがある(伝播性の理論)(最判昭和34・5・7刑集13・5・641)。

交戦権 日本国憲法9条2項は「國の交戦権」を認めないとじてある。政府見解によれば、憲法9条は自衛のための必要最小限度の「武力の行使」は許容しているので、この「交戦権」の行使には当たらない。国際法上、「交戦権」の用例は少ないが、戦争に対する権利(権限ius ad bellum)に対応すると考えられる。伝統的に認められてきた国家の戦争に対する権利は、戦争の違法によって一般には禁止されていると考えられるが、特に自衛権との関係では問題が残る。なお、交戦権の有無にかかわらず、事実として生じた戦争・武力紛争を規定するために守るべき法(権ius in bello)が妥当することに変わりはない。

交戦団体 政府を転覆したり、本国から分離する目的で政府と争闘する一国内の反対の団体。承認を受けた場合、国際法上の交戦者の資格が認められる。交戦団体の承認は、外国によるものと、本国によるものとがあり、それによって、*中立関係、反対の行為による外国人の損害に対する責任などにつき、「戦争」に準ずる法律関係が生ずる。1861年にイギリスがアメリカ南北戦争における南軍を交戦団体として承認した例があるが、慣行は少ない。また、現在の*国際人道法上は、承認の有無に関わりなく、その適用が求められている。

交戦法規 ⇨国際人道法

公然わいせつ罪 刑法174条の罪。「公然と*わいせつな行為をした」場合に成立する(6月以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又

プレゼンでの説得力
にも差がります
深く奥行きのある解説

闘争' ⇔サボタージュ'

怠業的行為 政府又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる行為。**'争議行為'**の一種である**'怠業'**と区別されるが、公務員は争議行為だけでなく怠業的行為も禁止されて〔国公 98 ②、地公 37 ①、行執第 17 ①〕。

退去強制 **"出入国管"**に基づいて、外国人を強制すること。法は、その更活動、刑事罰等の一^{一般}42)ほか、入国警備官の収容、入国審査官による口頭審理、主付、入国警備官に統を詳細に定めて

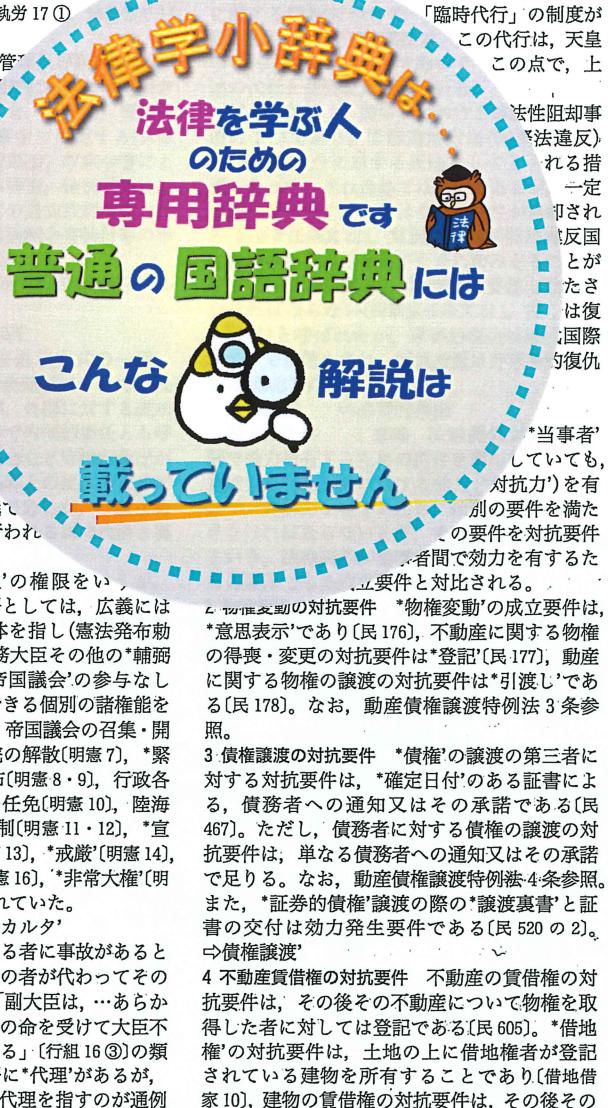
代金減額請求権担保責任'

体系的解釈
代決 行政、
*行政庁*が補助機関の権限を委託する場合の名で行われる。行政庁が不在の場合は行政手続で^{専決}され、「専決」もほぼ同義で不在等の事情と関係なく行われる。

大権 一般に**'君主'**の権限をい、
*大日本帝国憲法*下の用語としては、廣義には天皇の國家統治の権限全体を指し(憲法発布勅語、*上諭')、狹義には國務大臣その他の**'輔弼(ひやく)**'機関の参与のみで**'帝国議會'**の参与なしに天皇の行使することができる個別の諸機能を指す。法律の裁可〔明憲 6〕、帝国議會の召集・開会・閉会・停会及び衆議院の解散〔明憲 7〕、**'緊急勅令'**・**'独立命令'**の發布〔明憲 8・9〕、行政各部の**'官制'**制定、文武官の任免〔明憲 10〕、陸海軍の統帥〔**統帥権**〕・編制〔明憲 11・12〕、**'宣戰'**・講和・**'條約'**締結〔明憲 13〕、**'戒嚴'**〔明憲 14〕、**'榮典'**〔明憲 15〕、**'恩赦'**〔明憲 16〕、**'非常大権'**〔明憲 31〕などが大権事項とされていた。

大憲章 ⇔マグナ・カルク'

代行 ある職を占める者に事故があるとき、又は欠けたときに、他の者が代わってその職務を行うこと。例えば、「副大臣は、…あらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を行代行する」〔行組 16 ③〕の類いである。代行と似た用語に**'代理'**があるが、代理が法律行為についての代理を指すのが通例



ならないとき、その要件を**'対抗要件'**という。

待婚期間 ⇔再婚禁止期間'

第三債務者 債務者の債務者を指す。例えば、債権者 A と債務者 B がある場合に、B に対して更に債務を負う者 C を、A との関係で第三債務者という。第三債務者の例としては、イ 債権を質入れ又は譲渡する場合〔民 364・467〕、すなわち、B が C に対してもつ債権を A に質入れ又は譲渡する場合の C。ロ *債権者代位権〔民 423・423 の 7〕において、B の債権者 A が、B の C に対する債権を代位行使するときの C。ハ 債権差押えの場合〔民 481・511、民執 143・167〕、例えば、売主(A)が売買代金の不払を理由として、買主(B)が銀行(C)に対して有する預金債権を差し押さえるときの C。この場合 C は、自己の債権者 B への弁済を禁じられ〔民 481、民執 145 ①〕、差押債権者 A に支払うか〔民執 155〕又は供託所に**'供託'**しなければならない〔民執 156〕。ただし、B に対して反対債権(例: 貸付金債権)を有するときは、一定の要件の下に**'相殺(せいせき)'**をもって A に対抗することができる〔民 511〕。

第三者 1 意義 ある法律関係の**'当事者'**以外の者が、その法律関係の第三者となる。契約を締結した当事者以外の者は、その契約の第三者である〔民 545・612 ②・625・676〕。契約の効力は、原則として、当事者のみを拘束し、第三者には及ぼないが、**'第三者のためにする契約'**は、この原則に対する例外である〔民 537〕。

2 第三者の例 意思表示の当事者である意思表示を行う者とそれを受領する者以外の者〔民 93 ②・94 ②・95 ④・96 ②③〕、物の所有権の移転の当事者である譲渡人と譲受人以外の者〔民 177・178・467〕、**'質権'**・**'抵当権'**の当事者である質権設定者・抵当権設定者と質権者・抵当権者以外の者〔民 352・378〕が第三者である。ただし、**'物上保証人'**となる者は、当事者である債権者と債務者以外の者であるとして、第三者といふこともある〔民 342・369〕。また、法人と理事を当事者として、理事と取引をした相手方(一般法人 77 ⑤)、本人と**'代理人'**を当事者として、代理人と取引をした相手方〔民 99 ②・109・110・112〕、加害者である被用者とその使用者を当事者として、被害者〔民 715〕を第三者と呼ぶ例もある。

しかし、当事者以外の者が全て第三者に当たることは限らず、多くの場合は、当事者ではないがある法律関係と一定の関係にある者が第三者と呼ばれる。例えば、民法 177 条の第三者は、判例によれば登記の欠缺(缺)を主張する正当な利益を有する者に制限されている(大連判明治 41・12・





基本法令用語

内閣法制局

初版 編集・執筆者

別府正夫
菊井康郎
前田正道
糸光家
根岸重治

新版 編集・執筆者
第3版

阪田雅裕

第4版 編集・執筆者
第4版補訂版

横畠裕介

第5版 編集・執筆者

岩尾信行

第6版 編集・執筆者

嶋一哉

* 本編と同様にアステリスク(*)又は矢印(⇒)で関連参照項目を示したが、その項目が本編中のものである場合はアステリスクを、基本法令用語中のものである場合は矢印を用い、両者を区別した。

似ている用語も
スッキリ区別できます



基本法令用語もわかる